

日高市商業施設立地奨励金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、商業系地域等に商業施設を立地し、継続して営業している者に対し、毎年度予算の範囲内において商業施設立地奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、適切な土地利用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業系地域等 別表第1の左欄に掲げる日高市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域の区分に応じ、右欄に掲げる商業系地域等（当該商業系地域等に準ずる地域として市長が別に定める地域を含む。）をいう。
- (2) 商業施設 日本標準産業分類に定める産業のうち、別表第2に定めるものを営む店舗、旅館又はホテルをいう。
- (3) 事業者等 新たに商業系地域等に商業施設を立地した法人又は個人をいう。

(奨励金交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、事業者等で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 奨励金の申請日（第5条第1項の規定による申請をする日をいう。以下同じ。）の属する年の前年の1月1日において商業施設である家屋（他の者がこの規則に基づく奨励金の交付を受けたことのある家屋を除く。）を所有していること。
- (2) 商業施設を開業してから継続して6か月以上営業していること。
- (3) 奨励金の申請日の属する年度分を含め直近3年度分の事業者等に係る市税（申請日において納期限が到来したものに限り。）に滞納がないこと。
- (4) 日高市暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、申請日の属する年度において奨励金の交付の対象となる者が納付した固定資産税額（次項において「納付固定資産税額」という。）のうち、商業施設である家屋及びその敷地である土地に係る固定資産税額に相当する額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、商業施設が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分である場合において、奨励金の額は、当該区分所有者の家屋に係る納付固定資産税額に相当する額とする。
- 3 商業施設である家屋の敷地ではない土地（当該商業施設と同一の商業系地域等に存するものに限る。）を当該商業施設の駐車場として設置した場合であって、当該駐車場（当該商業施設の駐車場以外の駐車場と一体で整備されているものにあつては、当該商業施設の駐車場以外の駐車場を含む。）の面積が地区計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画をいう。）で定める建築物の敷地の最低限度（地区計画の定めのない場合は130平方メートル）以上であるときは、前2項の規定により算出した奨励金の額から当該額に100分の30を乗じて得た額を減ずる。
- 4 第1項及び第2項の規定により算出した額の合計額並びに前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（奨励金の交付申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、日高市商業施設立地奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、申請日の属する年度を含めて直近3年度の事業者等に係る市税に滞納がないことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添付して市長に申請するものとする。

- 2 前項の規定による申請は、申請日の属する年度の1月から3月の第2週までの間に行うものとする。
- 3 第1項の規定による申請は、初めて奨励金の交付を受けた年度を含む連続した3年度まで行うことができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、商業施設及び共同住宅を含む複合用途の建築物（建物の区分所有等に関する法律の適用を受ける建築物を除く。）に係る奨励金の申請については、初めて奨励金の交付を受けた年度を含む連続した5年度まで行うことができる。

（奨励金の交付決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、日高市商業施設立地奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、交付を決定したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

（不当利得の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けた者があるときは、既に交付を

行った奨励金の返還を求めるものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに奨励金の交付の決定を受けた者の奨励金の交付については、この規則は、同日後もなおその効力を有する。

別表第1 (第2条関係)

日高市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域の区分	商業系地域等
高麗川駅周辺	第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域
武蔵高萩駅周辺	近隣商業地域

別表第2 (第2条関係)

大分類	中分類	備考
I 卸売業、小売業	56 各種商品小売業	
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	
	58 飲食料品小売業	
	60 その他の小売業	605 燃料小売業を除く。
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業	751 旅館、ホテルであって客室が10室以上のものに限る。
	76 飲食店	
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	